

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(最終指定親会社におけるバンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置)

第二条 最終指定親会社は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に
おいても、この告示による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規
定に基づく最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終
指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判
断するための基準(以下「新最終指定親会社告示」という。)第十一条の十四の
規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出を行
うことができる。この場合において、当該届出は適用日において第十一条の十四
の規定によりされたものとみなす。

（最終指定親会社における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出に
関する経過措置）

第三条 前条の規定は、標準的方式（新最終指定親会社告示第一条第十二号の四に
規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディン
グに関する届出を行う最終指定親会社について準用する。この場合において、こ
の場合において、前条中「第十一条の十四」とあるのは「第二百四十九条の七」
と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を
用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承
認申請に関する経過措置）

第四条 最終指定親会社は、適用日前においても、新最終指定親会社告示第二百四
十九条の四の規定の例により、内部モデル方式（新最終指定親会社告示第一条第
十二号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるト

レーディング・デスクに関する承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、適用日前においても、最終指定親会社の前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新最終指定親会社告示第二百四十九条の五の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認の、適用日において新最終指定親会社告示第二百四十九条の五の規定によりされたものとみなす。

（最終指定親会社における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする最終指定親会社について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十九条の四」とあるのは「第二百五十条の二」と、「内部モデル方式に係るトレーディング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」と、同条第二項中「第二百四十九条の五」とあるのは「第二百五十条の三」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当

額の算出に係る経過措置)

第六条 内部モデル方式採用最終指定親会社（新最終指定親会社告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用最終指定親会社をいう。）は、新最終指定親会社告示第二百五十三条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト（新最終指定親会社告示第一条第九十六号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。